

この度は、株式会社シーティーエスのIT-レンタマン レンタルサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。
お客様(以下甲という)は株式会社シーティーエス(以下乙という)のIT-レンタマン レンタルサービス契約のご利用に際し、下記トナーキット保守契約の利用規約(以下本規約という)についてご了承いただくものとします。

トナーキット保守契約の利用規約

第1条(総則)

IT-レンタマン レンタルサービスのレンタル機器(以下本物件という)の保守は乙のIT-レンタマン レンタルサービス申込みと同時にトナーキット保守契約(以下「保守契約」といいます。)に申込んだものとし、保守契約が成立するものとします。このトナーキット保守契約に基づき乙は甲に賃借する本物件が正常かつ円滑に使用できるよう保守を行うものとします。

第2条(トナーキット保守の内容と料金)

トナーキット保守契約の内容として、

- ①トナーキット保守契約のサービス内容は、i 訪問出張修理、ii 消耗部品交換等その他第6条各項記載の作業を除く本物件の修理に係る業務とします。
- ②保守契約の費用(部品代を含むものとします。)は甲が乙から購入するトナーカートリッジの料金とします。
- ③トナーカートリッジは必ず乙から購入するものとし、乙以外から購入した場合、甲は①に記載のトナーキット保守サービスの内容にかかった、すべての費用及び損失を乙に支払うものとします。
- ④保守契約により、乙から甲へ提供する感光体及び廃トナーボックス等の無償支給品において、本物件以外の機械で使用した場合は、甲は①に記載のトナーキット保守サービスの内容にかかった、すべての費用及び損失を乙に支払うものとします。
- ⑤乙から甲へ提供する感光体及び廃トナーボックス等は本物件のメッセージにより発注・交換をするものとし、それ以外の交換においては有償となります。ただし、廃トナーボックスのみ乙が認めた場合は甲に在庫を1個もてるものとします。
- ⑥本物件返却時において甲にトナーカートリッジの在庫があったとしても甲において処分し乙は、買い取りはしないものとします。
- ⑦トナーカートリッジ、消耗部品の交換作業は甲が行うものとします。

第3条(保守サービスの委託)

乙は、甲に対する保守サービスの提供をメーカーサービスに委託し実施するものとします。

第4条(保守サービスの利用可能時間)

甲が保守サービスを利用できる時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び乙所定の休日を除く平日(月曜日～金曜日)の9:00～17:30とします。

第5条(トナーカートリッジの発注と支払)

- ①甲は、保守契約に基づきトナーカートリッジを乙の指定するインターネット上の受注サイトより発注し、乙は所定の方法において甲へ納品するものとします。また、インターネットの環境のない甲については、乙の指定する注文方法で発注するものとします。
- ②甲の乙に対する支払い方法は、乙が発行する請求書の条件に基づき現金振込にて支払うか、又は、IT-レンタマン レンタルサービス契約の利用規約による第5条(料金及び支払い)第2項の預金口座振替を利用して支払うものとします。

第6条(保守サービスに含まれない作業及び別料金により提供されるサービス)

保守サービスには、次の各号に該当する修理、調整等の作業は含まれないものとします。なお、乙は、当該作業の提供が可能なときは、別途乙所定の料金をもって当該作業を提供することがあるものとします。

- ①本物件をLAN上で使用、または他機器と接続するための設定作業および設定障害の復旧作業。
- ②本物件の乙の倉庫から甲指定の設置場所までの搬入設置運搬費および甲の設置場所から乙の倉庫までの搬出撤去運搬費。
- ③故意、過失または不適切な使用に起因する製品の故障の修理調整。
- ④天災地変等事由に起因する製品の故障の修理調整。
- ⑤乙の承認のない製品の改造、運搬移設、適正でない設置環境ならびに入力電圧の不適正使用に起因する製品の故障修理。
- ⑥第4条の保守サービスの利用可能時間以外の時間における保守サービス。

第7条(規約及び料金の変更)

本利用規約及び本サービスの利用料金を変更する場合は、あらかじめ甲に変更事項を通知いたします。なお、乙が変更内容を通じた後14日を経過しても甲から本サービスから脱退する旨の申し出がなかった場合、申し出を行わなかった甲は当該期間満了日に、あるいは乙が変更内容を通じた後に甲が本サービスを利用した場合、甲は当該利用日に変更事項を承認したものとします。

第8条(甲に対する通知)

甲に対する通知は、乙の判断により以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- ①乙の管理するホームページに掲載する方法による場合。→掲載された時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ②電子メールにより通知する場合。→甲がトナーキット保守契約申込の際またはその後に乙に届け出たご担当者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合乙がご担当者の電子メールアドレス宛てに発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ③FAXを利用する場合。→甲がトナーキット保守契約申込の際またはその後に乙に届け出たご担当者のFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合乙がご担当者のFAX番号宛にFAXを発信した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ④郵送により通知する場合。→甲がトナーキット保守契約申込の際またはその後に乙に届け出たご担当者の所在地宛てに郵送します。この場合乙がご担当者の所在地宛てに発送した時をもって利用者全員に通知が完了したものとみなします。
- ⑤その他、乙が適切と判断する方法(電話などを利用した緊急連絡など)で通知を行うことがあります。

第9条(契約の解除)

甲に下記各号の事由が発生したときは、乙は甲に対し何らの通知、催告をしないでトナーキット保守契約を解除できるものとします。

- ①甲がトナーキット保守契約の利用規約の各条項のいずれかに違反したとき。
 - ②申込書に虚偽の内容が記入されていた場合。
 - ③甲が乙以外から消耗品(トナーカートリッジ)を購入したとき。
 - ④甲が乙より提供される感光体及び廃トナーボックス等の無償支給品において、本物件以外の機械で使用した場合。
 - ⑤第5条に定めるトナーカートリッジ代金の振込が1ヶ月以上遅れた場合。
 - ⑥甲が支払停止の状態に陥り、不渡手形を発生させたとき。
 - ⑦甲が破産、会社整理、会社更生手続及び民事再生手続等の倒産処理手続の申立原因を生じ、またはこれらの申立を受け、若しくはこれらの申立をしたとき。
 - ⑧甲が仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立を受け、または申立をしたとき。
 - ⑨甲が解散したとき。
 - ⑩甲の業態が悪化またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - ⑪甲が監督官庁よりその営業許可の取消を受け、または営業を停止若しくは廃止したとき。
- なお、上記⑥～⑪の事態発生するとき、甲は直ちにその旨を乙に通知するものとします。

第10条(管轄裁判所の合意)

甲及び乙は、本規約に関するすべての訴訟については、乙の本社所在地に所在する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第11条(協議事項)

本規約に定めのない事項、あるいは本規約に関して疑義が生じた場合には、甲および乙は協議のうえ、お互いに誠意をもって解決をはかるものとします。